

国政選挙における島根県と東京都の投票率の差異に関する比較研究 (1)

The Comparative Study on Disparity of Turnout between Shimane Prefecture and Tokyo Metropolis in National Election

光延忠彦

MITSUNOBU Tadahiko

要旨 衆参両院の、いわゆる国政選挙における東京都の投票率は、55年体制の成立以降で見ても逡減状況にある一方で、島根県のそれはほぼ一貫して60%台後半から80%台後半を維持して、依然として47都道府県の首位にある。島根県の投票率の高さは、衆参いずれの選挙においても、全国平均と比較して10%程度、さらに東京都と比較すると20%程度もの乖離がある。

そこで、本稿は、「こうした投票参加における自治体での差異は、いかなる要因から生じるものか」。この一端を、国内の先行研究では、必ずしも十分ではなかった「投票者を取り巻く投票参加制度」という視角から接近して、「自治体の裁量による投票所数とその配置状況が影響する」という興味深い結論を、非都市部の島根県、全国平均、都市部の東京都との比較を通じて実証する。

1. 問題の所在と分析枠組み

衆参両院の、いわゆる国政選挙における東京都の投票参加状況（以下、投票率）は、「55年体制」の成立以降で見ても低迷状況にある一方で、島根県のそれは60%台後半から80%台後半を維持して、依然として47都道府県の首位にある。

たとえば、衆議院議員選挙の投票率では、戦後、第1回の1946年選挙で島根県は78.81%を上げ、第2回で若干下がるもののそれでも76.86%を記録し、第3回では89.92%にも達し、これ以降、直近の2012年の選挙まで47都道府県の中で最高の投票率を記録した。こうした高い投票率は、衆議院議員選挙の選挙制度が変更された96年選挙以降こそ70%台に低下するものの、49年選挙から93年選挙までの44年間継続されたのである。

これに対し、東京都の衆議院議員選挙の投票率は、戦後第1回で66.44%を上げ、この選挙こそ、島根県の投票率との差異は12.37%であったものの、続く第2回の選挙以降、一部の逸脱²⁾はありながらもほぼ60%台でしかない状況であった。このため、両者の差異は、第2回目で16.48%、第3回目で28.28%と拡大を続け、96年の選挙まででは20%以上にも達した。この状況は、全国平均で見ても同様の状況を呈する³⁾。全国平均は、東京都と島根県との差異ほどではないが、それでも20%弱はある（図1）。

このような状況は、参議院議員選挙でも同様であった。戦後第1回目こそ東京都と島根県との差異は20.32%であったが、第2回目の50年選挙から拡大し、53年選挙まで30%台にあり、96年選挙以降、10%台に低下しつつも、56年選挙から93年選挙まで20%台を継続した。全国平均との差異を見ても、島根県との差異は10%台から20%台前半までの開きになっている（図2）。

このように、島根県の国政選挙における投票率は、都市部の東京都および全国平均と比

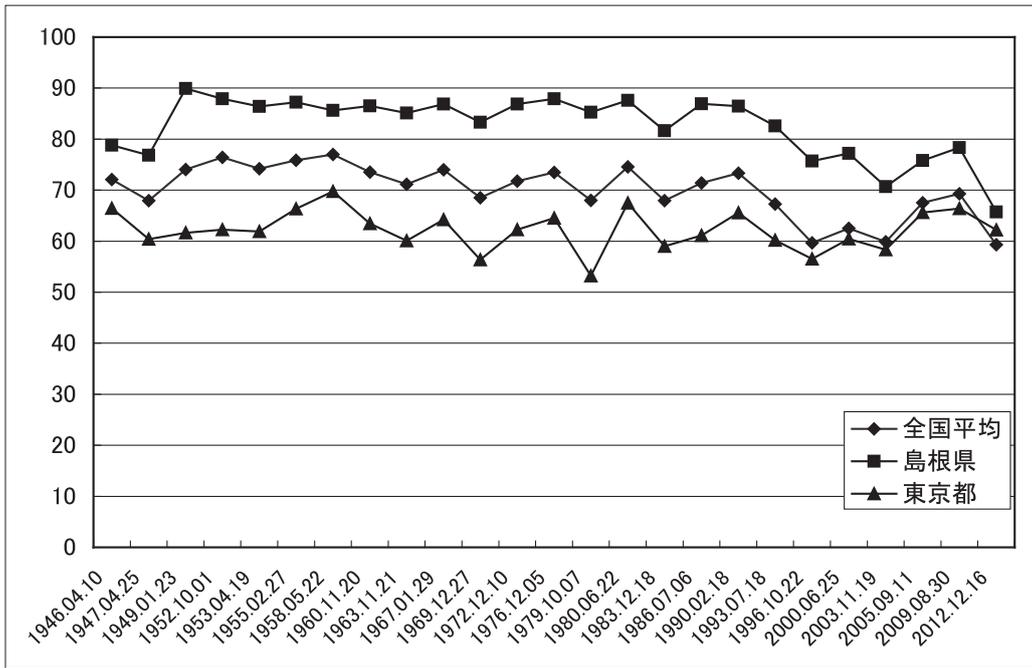


図1 衆議院議員選挙における投票率の推移¹⁾ (単位%)

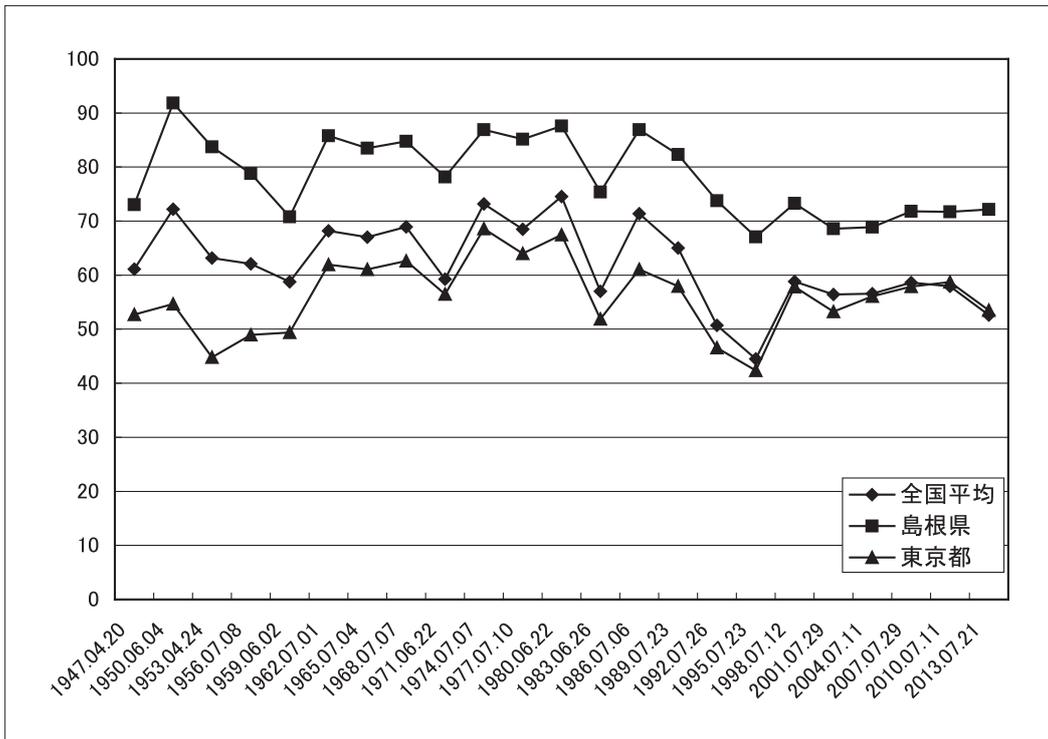


図2 参議院議員選挙における投票率の推移⁴⁾ (単位%)

較しても顕著な差異を生じていたことから、国政選挙における島根県の投票率は「高い」ということで有名になったのである。

ただ、こうした理解も視野を1945年以前の選挙まで広げると異なる状況であった。島根県の衆議院議員選挙に関する1965年公刊の山田政治の論考⁵⁾によれば、戦前の島根県、東

京都、大阪府の衆議院議員選挙の投票率の差異は著しくはなかった。こうした状況は戦後にもほぼ継続される。戦後第一回の島根県と東京都の差異は12.37%、二回が16.48%と確かに、戦前に比べれば差異は拡大してはいたが、しかし、この差異は三回（28.28%）以降には及ばない。つまり、戦後3回目の49年衆議院議員選挙から島根県は89.9%、東京都は61.6%、大阪府は72.8%となったためその差異は拡大した。この点がその後も継続されたことによって、島根県の投票率は「高い」ということになったというのである⁶⁾。

この論考では、島根県の衆議院議員選挙における投票率の高さは、都市部や全国平均に比較して相対的に高くなっているに過ぎないということになっているため、島根県の投票率の高さの要因を探るには、戦前に、ある程度の投票率があったにも拘わらず、戦後、島根県に比較して低くなった、島根県とは逆の、都市部の中核自治体の象徴的な存在でもある東京都の場合においても検討が加えられなければならないであろう。島根県の投票率の高さは、投票率が相対的に低下した東京都の、低下の要因が、島根県の場合には見られなかったため、投票率が高く推移したという理解からである。しかも、東京都の投票率は「55年体制」の成立以降2012年の衆議院議員選挙まででも、島根県とは正反対に47都道府県の中でほぼ最下位の状況で推移してきているのである。

そこで、本稿では、島根県、東京都、全国平均の投票率が、選挙を重ねるごとに、その差異が拡大していったために島根県の投票率が全国的に高くなって注目されるようになったという点に着目して、第一に、島根県の投票率の高さの要因についての説明を中心に、第二に、併せて東京都の、戦後の開始時点での差異以上に差異が拡大されたため投票率が低くなった。その理由にも留意して検討がなされる。

従来、都市部や全国を対象とした投票率の低迷状況やその要因については多くの研究が蓄積されて来た⁷⁾。そこでは、投票参加についての日本の先行研究は、有権者の心理要因、天候や選挙区特性などの環境要因を説明変数とする、有権者の投票行動に対する議論が中核を為した。しかし、投票率の低下、換言すれば棄権者数の増加は、投票者や棄権者の都合のみならず、有権者の置かれた投票制度やその運用などの自治体選挙行政にもよるであろう。それというも、国政選挙や地方選挙など、いずれの選挙においても選挙の執行は公職選挙法や地方自治法、さらに地方財政法などの関係法令を根拠に展開されているものだからである。こうした点があるからこそ、2013年5月の公職選挙法の改正によって2013年7月の参議院議員選挙では、市町村合併後はじめて投票参加の「場」としての投票所の「数」が減少する事態への有権者の投票参加状況について多くの関心が集まった⁸⁾。全国紙をはじめ地方紙に至るまでこの点を報道したことは記憶に新しい。特に、非都市部では投票所までの距離が従来にも増して伸びるため、高齢者などの投票機会をいかに保障するかという有権者の切実な課題に議論が集中したのである⁹⁾。

また、島根県の置かれた事情もあった。島根県における衆議院議員選挙において、投票所の配置が衆議院議員の選出に影響を与えていたからである。

中選挙区制下の島根県全区では、有力候補が5議席をめぐる選挙戦を展開していた。衆議院議員選挙の中選挙区下における島根全区の候補者数と当選者数の一覧（表1）によると、「55年体制」の成立以降、5人の定数に対して自民党系が4人、社会党が2人、加えて共産党1人が1976年選挙から参入すると、有力候補6、7人が5議席を目指して選挙戦を展開することになった。自民党系4人と社会党2人の候補者数が定着する中、共産

表1 衆議院選挙(中選挙区下)における島根県全県区の候補者数と当選者数¹⁵⁾

選挙年	自民系	社 会	共 産	その他	候補数
1958.05.22	4 (3)	2 (2)			6
1960.11.20	4 (4)	1 (1)		1 (0)	6
1963.11.21	4 (4)	2 (1)			6
1967.01.29	4 (4)	2 (1)			6
1969.12.27	4 (4)	2 (1)			6
1972.12.10	4 (4)	2 (1)			6
1976.12.05	4 (3)	2 (2)	1 (0)		7
1979.10.07	3 (3)	2 (1)	1 (1)	1 (0)	7
1980.06.22	3 (3)	2 (2)	1 (0)		6
1983.12.18	3 (3)	2 (1)	1 (1)		6
1986.07.06	4 (3)	2 (2)	1 (0)		7
1990.02.18	4 (4)	2 (0)	1 (0)		7
1993.07.18	4 (3)	1 (1)	1 (0)	1 (1)	7

() 内は当選者数。絶対得票率10%以上の有力候補者を取り上げた。

党が立候補のみならず、1979年の選挙から当選するようになると、中選挙区下の選挙では、「ふたを開けて見ないと分からない」と選挙関係者に言わしめるほど、激しい票の争奪が繰り広げられたのである。

このような選挙における候補者は、山間地の少数の有権者しか居住していない集落にまで分け入って選挙運動を展開した。その結果、「投票日に地元にいる人々は、全部といってもよいほど投票に出かける¹⁰⁾」ことになった。つまり、選挙運動は最後の1人までをも投票所へ有権者を駆り立てる有権者の「困り込み競争」と化したのである¹¹⁾。ここでは、候補者にとって「投票所」は、「掘り起こした票」の「受け皿」として機能した。当選を第一に考える候補者が「票の受け皿」としての投票所の「数」に関心を向けないはずはない。選挙関係者に投票所数が重視される理由がここにある¹²⁾。このため、本報告は、投票率の差異に影響を与える投票所の設置などの投票管理にも注意を払う。

また、投票参加における非都市部の中でも、島根県のような人口規模の小さな中核自治体¹³⁾を対象にした先行研究は多く蓄積されていない¹⁴⁾。既述、山田の議論でも、島根県内住民の政治意識と投票行動とがどのような関係で成立しているのかに焦点があったため、投票管理、すなわち行政区画における有権者と投票所との関係などからの議論は部分的でしかなかったのである。

そして、日本国内でもまた島根県の場合でも、「投票管理行政」から投票行動を説明する議論は2000年代中葉以降に島根県でも減少した投票率低下の要因に何らかの含意を提出できる。それというのも、平成の合併と事業仕分けによる国政選挙費削減によって2006年以降島根県においても投票所数が減少したが、この減少が投票率の減少傾向に影響を及ぼ

している可能性があるためである。さらに国政選挙のみならず、自治体選挙においても、近年、低下傾向を示している投票率を向上させる政策技術の点でも意義はあろう。

ところで、この報告では、「55年体制」成立以降の全国で首位の投票率を継続した島根県の投票率の高さの要因を探るため、有権者数、投票所数、投票率の点でも島根県とは対照的な、「55年体制」成立以降、全国でほぼ最下位の投票率で推移した東京都の事例と、さらに必要に応じて全国平均とも比較して、「55年体制」の成立以降の期間を中心に議論を進める。

ただ、ここでの議論は、有権者が投票するために（目的）、基礎自治体の選挙管理委員会が設定した投票区（以下、投票所 投票参加の場）¹⁶⁾に赴いて一票を投じる（投票参加）ことによって得られる結果（投票の度合い＝投票率）までの過程を、投票管理制度を頼りに理解する（有権者→投票所：投票⇒投票率）。こうした過程では、投票率を従属変数にして、有権者数および投票所数が説明変数になる。これを明示すれば図3の通りである。

ヨコ軸では投票所数の多い基礎自治体の方が、少ないそれに比較してより投票参加の利便性を高めると考える。すなわち、有権者数の同一な基礎自治体同士であれば、投票所数の多いそれの方が、よりきめ細かい行政サービスを有権者に提供できるという理解である。また、タテ軸では基礎自治体における有権者数の多寡の差異が投票参加の程度に影響すると考える。すなわち、基礎自治体間同士の投票率の差異が、基礎自治体を包摂する中核自治体の投票率にどのように影響を及ぼすかという理解である。

ただし、このマトリックスに配置される自治体は、ここでの議論が中核自治体の投票率を扱っている関係から中核自治体になる。また、これらの軸での多少を区別する尺度は比較対象間での評価になる。ただ、比較のための基準としては、地方自治法などの法令に規定する要件などで分類される基礎自治体の種類、たとえば区、市、町村などを使用する。

また、この報告では、島根県選挙管理委員会事務局および東京都選挙管理委員会事務局、さらに総務省自治行政局選挙部における衆議院および参議院議員選挙に関する記録を下に、関係者への聞き取り調査の結果も加えて議論が展開される。

ここで、結論を先取りすれば、国政選挙を象徴する衆議院議員選挙における島根県の投票率の高さについては、島根県全体の投票所数が減少する中、都市部の投票所数は県全体の傾向に沿って減少しても、非都市部でのそれは一定数を維持した結果、都市部での投票率は減少傾向を示したが、非都市部でのそれはほぼ一定程度を維持させることを可能にした。こうした状況は、県内の有権者数が都市部と非都市部とでほぼ拮抗していたため、都市部での投票率の県全体の投票率からの差異を、県全体の投票率より上位で維持された非都市部の投票率と県全体のそれとの差異が補完したという解釈である。これに対し、東京都の場合は、非都市部で高い投票率が維持されても、都市部での低い投票率までをも補完するだけの有権者数が、島根県の場合のように存在せず、都市部に偏在していたことによるという理解になる。

		投票所数	
		多い	少ない
有権者数の差異	少ない		
	多い		

図3 分析の枠組みの概念図

さらに、このような現象の基底には、国や自治体の行う選挙行政¹⁷⁾があったことを見逃せない。ここでは、国政選挙であってもその事務の所掌は財政措置を含めて基礎自治体の選挙執行部門に委ねられ、中核自治体の選挙行政を集約する立場の選挙管理部門は、基礎自治体の選挙行政に対し非権力的な行政行為の権限しか与えられていなかった。さらに、国の国政選挙を所掌した選挙管理部門と中核自治体の選挙管理部門との関係も国と中核自治体との関係と同様であった。これに対し、基礎自治体の国政選挙を所掌する部門には投票所の数やその設置はもとより国政選挙であっても執行に関し自律した裁量が付与されていた。このため、地域に、より身近の基礎自治体の選挙執行部門に何らかの政治的判断が関与し得たとしてもそれは想像に難くない。

以上を踏まえて、以下では、先ず東京都の事例が、続いて島根県の事例が検討され、さらに、これらの事例の比較から得られる仮説の背景としての選挙管理行政について議論し、最後に、この枠組みの有効性について考え、そしてまとめと展望に至る。

2. 東京都の投票所配置と自治体有権者の較差

戦後の第1回目の1946年、続く2回目の47年の衆議院議員選挙における東京都の投票率は、全国平均に比較しても差異が5.64%、7.57%と、いずれも10%未満に収まっていたにも拘わらず、第3回目以降それは12.4%、14.31%と拡大していく。96年の衆議院議員選挙で3.11%にまで縮小するが、この間ほぼ7%から12%台の差異で50余年継続されていくのである。

東京都の投票率は全国平均に比較しても、なぜ、このように低位に留まったのであろう。ここでは、この点に、第一に投票所数の点から第二に自治体有権者数の差異の点からの検討が加えられる。

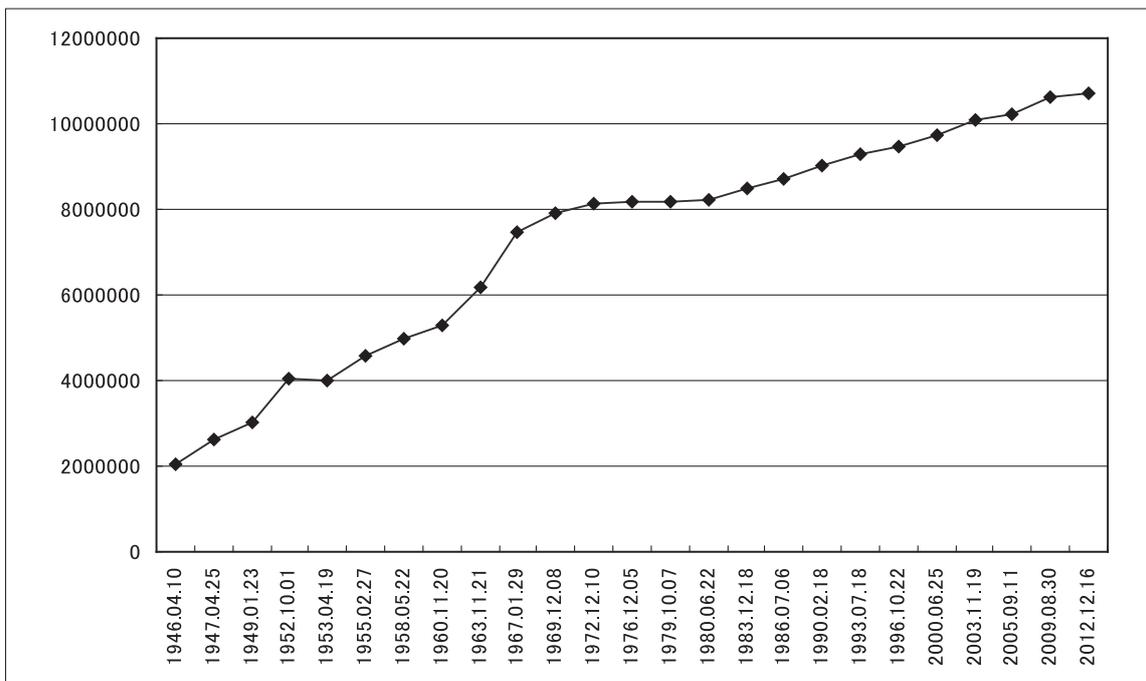


図4 東京都の有権者数の推移 単位 (人)

1) 投票所数と投票率

東京都の衆議院議員選挙における有権者数は、戦後から一貫して増加傾向にある(図4)

これに符号するかのよう投票所数も増加した。戦後の46年選挙では全国平均が467、東京都が441とほぼ同数で出発するが、「55年体制」の成立まででは900箇所強で並んでも58年選挙から全国平均を上回るようになり、この傾向はさらに続いて09年選挙では全国平均1,085箇所に対し1,869箇所になって784箇所もの差異が生じた。およそ1.7倍である(図5)。これは、東京都の有権者数が13年の参議院議員選挙で1,078万人余りに達してピークを形成したことに表れているように、有権者数の一貫した増大と不可分であった。

なるほど、こうした状況であれば有権者数の増加によって、有権者の利便も整備された格好ゆえ有権者の投票参加は容易になったものと考えられる。

ところが、東京都における投票実績、すなわち投票率は全国平均と比較しても低い(図1)。精々、選挙制度の変更になった96年10月の衆議院議員選挙での投票率以降、全国平均にほぼ一致するようになっただけである。ただ、この場合は、全国平均の投票率が低下したためであって、東京都のそれが従来に増してとりわけ高くなったわけではない。あくまでも相対的な変化でしかないのである。仮に、肯定的評価であれば、投票参加の利便は整備されたわけだから東京都の投票率はさらに高まって良かったはずである。しかし、こうした措置にも拘わらず、全国平均にも及ばない低位の投票率で推移した点は、投票所の設置が効果的でなかったことを意味するのである。

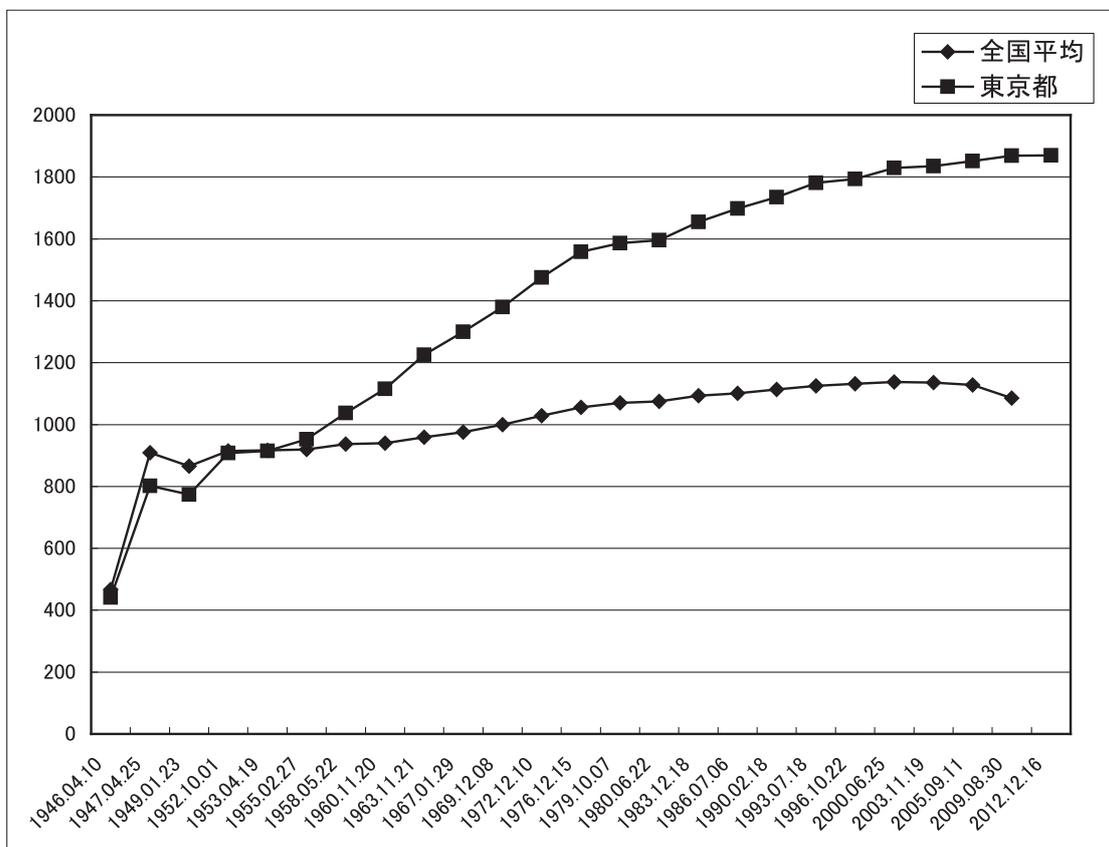


図5 東京都、全国平均の投票所数の推移

そうすると、投票所は増えても、それがどのような自治体に設置されたのか、これに対する検討が必要になろう。通常、有権者数の多い自治体にこそ多くの投票所が設置されたほうが機能的だから、そうした設置状況になっているのか、否か、東京都の投票所数を区、市、町村、島部ごとに分類することから検討する。

東京都の投票所数を基礎自治体ごとに区、市、町村、島部に分けて、その各々の投票所数の推移(図6)を見ると、数が増加しているのは区、市部であった。これとは対照的に町村部は72年選挙までは増加傾向にあったが、その選挙以降93年選挙まで50前後で推移し、96年選挙からは30台にまで減少した。さらに島部は53年の選挙以降28箇所前後しか設置されない状態で継続している。つまり、東京都内の投票所は区、市部の都市部に多く設置され、逆に非都市部には一定規模の数しか設置されてなかったことが分かる。こうした措置は、投票率にどのように反映したのか、これを次に見よう。

全国平均、東京都、区、市、町村、島部の6分類から投票率を55年選挙から12年選挙まで合計20回の衆議院議員選挙で見ると、全国平均を上回ったのは島部と町村部の15回、市部の2回のみで区部に至っては皆無であった(図7)。つまり、投票所の設置状況は、区、市部に多く設置されたものの、そこでの投票率は低かったため、町村、島部の投票率の高さを潜在化させるような役割でしか機能していなかった。このため東京都の投票率では、区、市部の投票率が代表されて、低く推移していたということになる。非都市部の投票率はなぜ高くなったのであろうか。

非都市部での投票率の高まりを見るには、有権者と投票所との関係が重要になる。有権者は投票所を介して投票するからである。ここで注目するのは、投票所あたりの有権者数がどの程度であったかについての比較である。

53年選挙から12年選挙までの60年間における区、市、町村、島部の一投票所における有権者数を見ると、都が5千人台、区部が6千人台、市部は複雑であるが53年選挙から63年

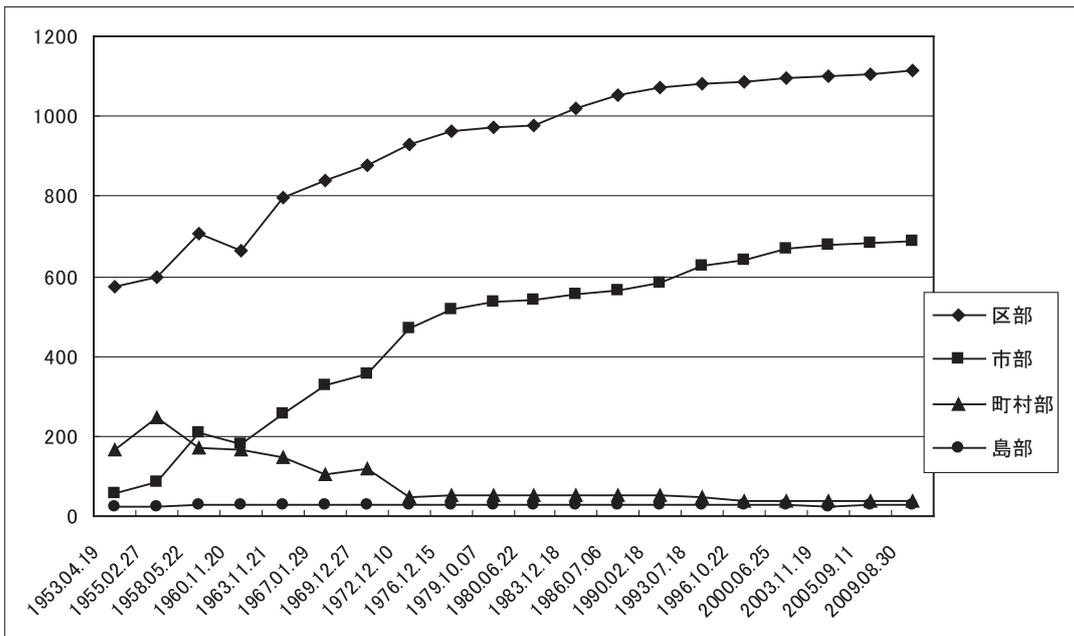


図6 東京都内、区部、市部、町村部、島部別の投票所数の推移

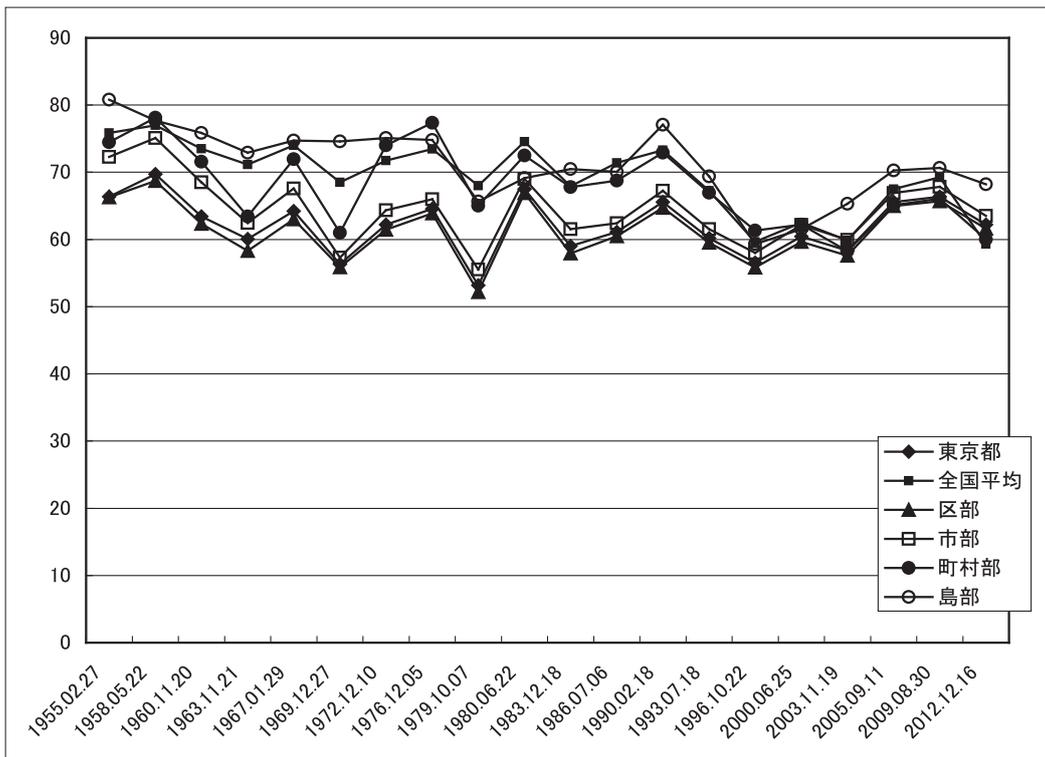


図 7 東京都内、区部、市部、町村部、島部別の投票率の推移

選挙までの10年間では2千人台、63年選挙以降83年選挙までの20年間では3千人台、83年選挙以降12年選挙までの30年間では4千人台へと、除々に有権者数を増やしている。これに対し、町村部では1千人台、島部では1千人以下で60年間推移した。

69年に自治省選挙部長が通知した国の投票区の設置基準によれば、一投票区の有権者数

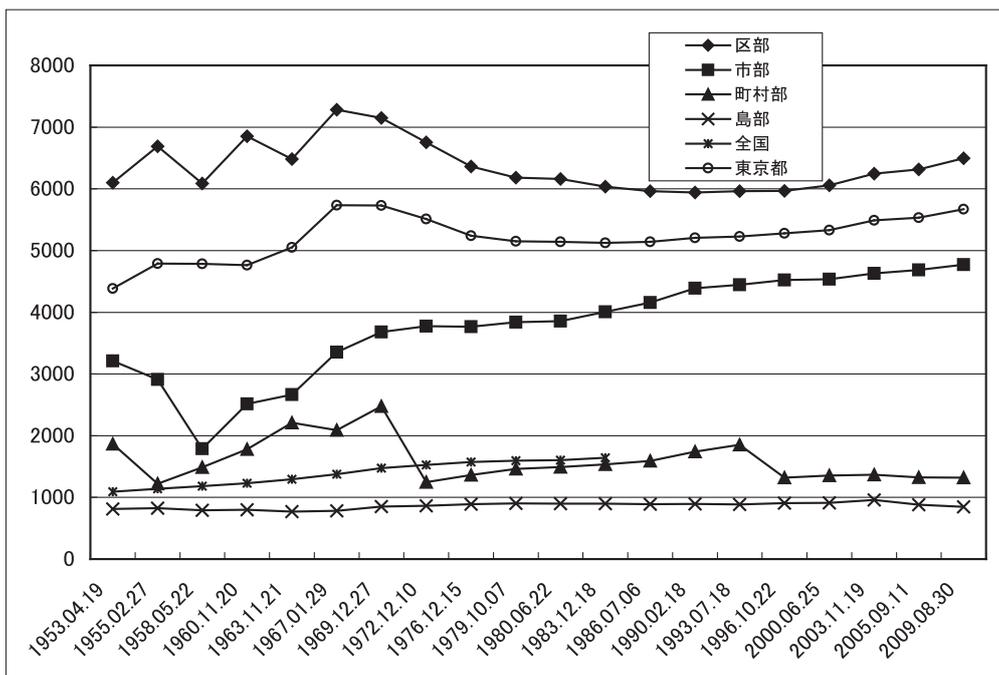


図 8 一投票所あたりの有権者数の推移 単位 (人)

が3千人を超過の場合、投票区を分割することになっていた。この点では区部、市部は投票所を増設する必要があったことになるが、一方で一投票所の受付が2箇所あって、投票行為が同時に2系列で行える場合には5千人以内であれば投票所が一箇所の設置で可能であったため、区部はこの基準に従ったものであろう。確かに基準は満たしていても、こうした措置が投票率を弱める要因になった点は否めないであろう(図8)。現に町村部、島部は投票率が高くなっているのである。

さらに、あくまでも投票率が100%と仮定した場合であるが、投票時間を今日の基準の13時間とした場合の1時間あたりの有権者数では(図9)、53年選挙から12年選挙までの60年間で区部では5百人、市部では3百人、町村部で百人、そして島部では70人程度であった。加えて1分あたりで見ると島部1人、町村部2人、市部4人、区部では8人という勘定になる。通常、投票所に使用される施設では、学校校舎や公民館などの公共施設が使用されるが、区部ではそうした施設に1分あたり8人もの投票者が来ていたとすれば、相当込み入った状況であったように思われる。

他方、島部や町村部のようなところでの投票行為では1時間あたりの投票者数は少ないため、一定の投票者は一定の場所で投票することから投票者の匿名性も低くなっていたとも考えられる。そうすると、投票所の設置状況は、有権者の投票行為を促進する可能性も否定できない。選挙費用の経済性という点からすれば、確かに、非都市部の選挙費用は割高になるが、しかし、投票率は都市部に比較して高くなるということも理解できるのである。そうであるからこそ自治省通達の一投票所許容人数の3,000人も意味を為す。

以上から投票率は、一投票所あたりの有権者数が少ないところ、すなわち投票所数の多いところこそ高いという状況があったということが分かった。

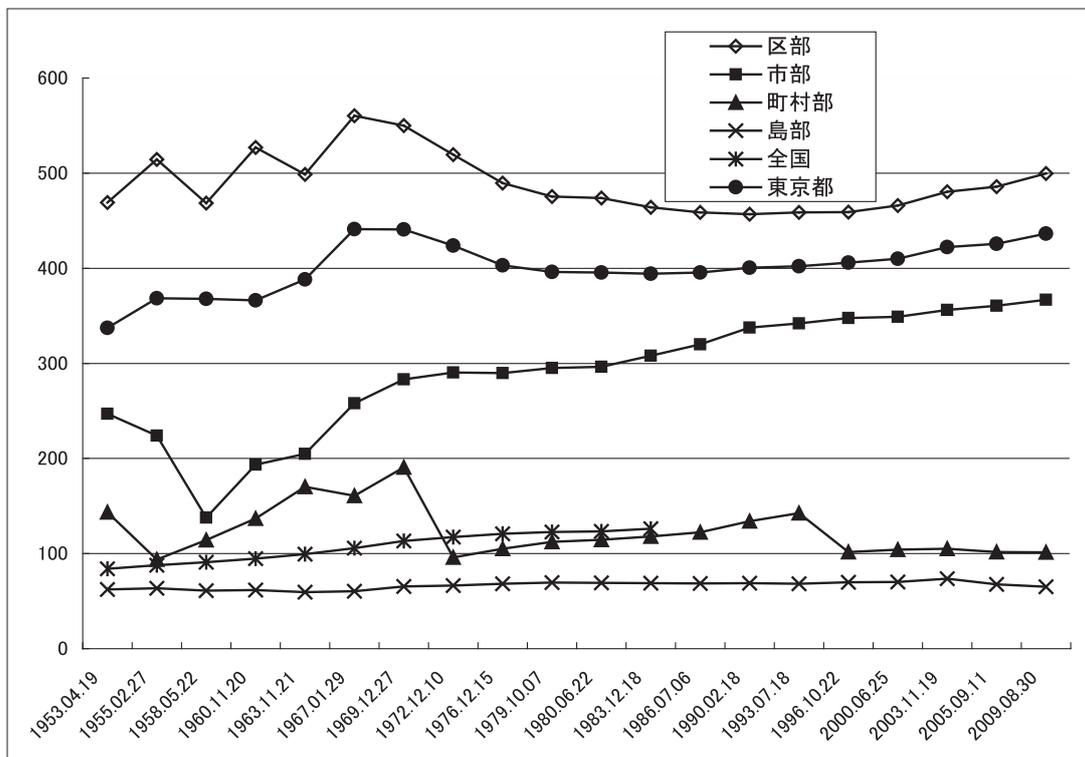


図9 一時間あたりの有権者数の推移 単位(人)

投票所数が多い行政区画で投票率が高くなっていたという過去の状況は分かった。しかし、国政選挙であっても選挙自体はその行政区画で行われ、加えてその行政区画の投票率を決定付ける有権者数はアンバランスのため、次に問われるべきは、その行政区画を集約する中核自治体内の投票率の状況であろう。それを以下で見よう。

2) 自治体有権者数の較差と投票率

東京都の投票率は、「55年体制」の成立以降96年選挙までの約40年間、区部、市部の投票率が、東京都の投票率にほぼ連動し、島部と全国平均とが連動し、町村部は67年選挙まででは前者に連動したが、それ以降では後者に連動していた。つまり、東京都の投票率の低さは、全国平均以上に高い島部の投票率が東京都の投票率に反映されず、区、市部が強調された結果であったということであった。なぜ、高い投票率で推移した行政区画の投票率は、東京都の投票率に反映されなかったのでしょうか。

考えられることは、有権者の行政区画における分布に差異があったということであろうか。図10は都内有権者数に占める区、市、町村、島部の有権者数の割合を示している。これによると、島部が53年選挙から12年選挙までの60年間では1%以下、町村部でも72年選挙から12年選挙までの40年間で1%以下、そして市部では53年選挙以降40年間で徐々に割合を増加させて93年選挙から12年選挙までの20年間で30%に達した。さらに区部では80年代初頭から12年選挙までの20年間で30%弱にも伸びた。そもそも中核自治体の投票率は都内を一行政区画として表現されるものだから、仮に投票率の高い基礎自治体があっても、そこでの有権者数が少なければ都内全体の有権者数に占める割合も低くなる。そうすると、

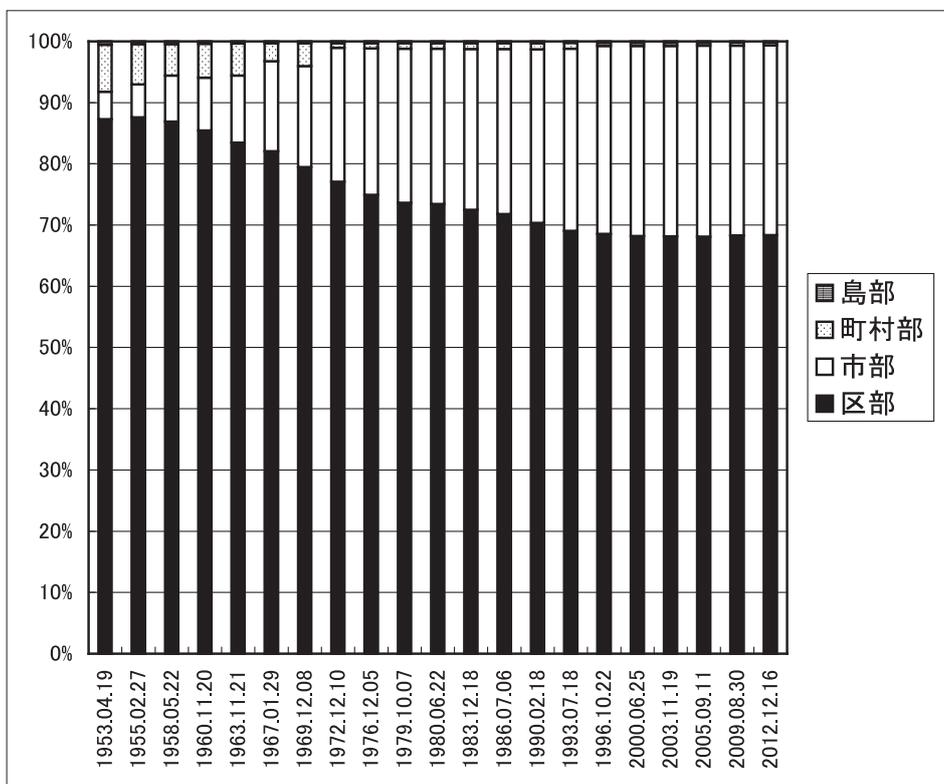


図10 東京都内、区部、市部、町村部、島部の有権者数の割合

有権者数の多い基礎自治体の投票率が東京都の投票率として代表されるため、高い行政区の投票率は潜在化したということである。

図10から低い投票率の行政区画に居住する有権者の割合が、過去の60年間ほぼ98%程度を占め続けてきたため、投票率の高い基礎自治体があっても、そうした基礎自治体では、そもそも有権者数が少ない訳だから、投票率の低い基礎自治体を相殺することができなっただということが分かる。ここに東京都の投票率の低さの要因がある。では、中核自治体でも島根県の場合はどうだろうか。次にこれを検討しよう。

【謝辞】

本稿は、2014年10月11日、早稲田大学政経学術院で開催された2014年度日本政治学会・研究大会の分科会B-5（現代の政治過程における政策と選挙の実証分析）で報告された報告論文に加筆修正を行ったものである。この報告では、2名の討論者から有益な助言を受けた。ここに記して謝意を表したい。

また、本稿は、平成26年度の島根県立大学学術教育研究特別助成金の成果の一部である。ここに記して謝意を表する。

最後に、この研究を進める上で、島根県選挙管理委員会事務局選挙グループリーダー、栗山政和氏、並びに東京都選挙管理委員会事務局広報啓発担当課長、小倉由紀の両氏には資料の提供など、多くのご厚意を頂いた。改めて御礼を申し上げる。

注釈

- 1) 資料は各選挙について公開された島根県の場合、島根県選挙管理委員会編『選挙の記録』、東京都の場合、東京都選挙管理委員会編『衆議院議員選挙の記録』、全国の場合、自治省選挙部編『衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』による。
- 2) 1969年選挙が56.35%、1979年選挙が53.19%になって、この2回の投票率が50%に低下した。
- 3) 全国では、第1回、全国72.08%から開始され、1993年選挙まで、ほぼ60%台後半から70%台後半を維持し、乖離は55年体制前で20%台、55年体制後で10%台、2005年9月11日の選挙から10%未満になっている。
- 4) 資料は各選挙について公開された、島根県の場合、島根県選挙管理委員会編『選挙の記録』、東京都の場合、東京都選挙管理委員会編『参議院議員選挙の記録』、全国の場合、自治庁選挙部局『選挙年鑑』及び自治省選挙部編『参議院議員通常選挙 結果調』による。
- 5) 山田政治「選挙にあらわれた政治意識—島根県の場合—」日本政治学会編『年報 政治学』1965年、178-203頁。
- 6) 同上、180-182頁。
- 7) 西澤由隆「地方選挙における投票率—合理的有権者の投票行動—」『都市問題』第82巻第10号、1991年10月号、27-44頁。宮野 勝「総選挙における投票率の説明」『社会学評論』第40巻第2号、1989年、166-179頁。小林良彰「議員定数不均衡に関する計量分析」『都市問題』第82巻第7号、1991年7月号、75-86頁。森脇俊雅「合併と地方議会活動—議員アンケート調査の分析を中心として—」『年報 選挙研究』NO.23、2008年、82-90頁。永山正男『年報 選挙研究』No.12、1997年、98-121頁。小林良彰「投票行動と政治意識に関する計量分析」『年報 選挙研究』No.2、1987年、26-63頁。松本正生「無党派時代の終焉—政党支持の変容過程—」『年報 選挙研究』No.21、2006年、39-50頁。松本正生「「そのつど支持」の政治的脈絡」『年報 選挙研究』29巻2号、2013年、60-73頁。浅野和生「戦前選挙における町村単位の集団投票—第16回～第20回総選挙における熊本第一区の投票結果の分析—」『年報 選挙研究』1988年、90-105頁。三船 毅「参議院選挙投票率の推移—選挙動員効果からみた亥年現象—」『年報 選挙研究』24巻1号、2008年、69-94頁。三船 毅・中村 隆「衆議院選挙投票率の分析—1969年から2005年における年齢・時代・世代の影響—」『年報 選挙研究』25巻2号、2009年、83-105頁。飯田 健「投票率の変化をもたらす要因—投票参加の時系列分析—」『年報 選挙研究』25巻2号、2009年、107-118頁。田中善一郎「雨の選挙学（その1）—第三十五回衆議院議員総選挙の分析—」『通産ジャーナル』第13巻第7号、1980年、50-58頁。田中善一郎「雨の選挙学（そ

- の2) —第三十五回衆議院議員総選挙の分析—『通産ジャーナル』第13巻第8号、1980年、40-52頁。
 田中善一郎「雨の選挙学(その3) —第三十五回衆議院議員総選挙の分析—」『通産ジャーナル』第13巻第9号、1980年、88-99頁。『年報 選挙研究』No.4、1989年。『年報 選挙研究』No.1、1986年。
 日本選挙学会編『棄権の実証的研究』選挙研究シリーズNo.10、1992年。山田真裕「投票率の要因分析 —一九七九—一八六年総選挙」『年報 選挙研究』No.7、1992年、100-116頁。
- 8) 島根県のことについては「投票率日本一の現場から(上)」『山陰中央新報』1993年7月13日、朝刊。
- 9) 姫路市選挙管理委員会編『投票区及び投票所の見直しについて』姫路市選挙管理委員会、2010年。
 箕面市選挙管理委員会編『箕面市における投票区・投票所の見直しについて』箕面市選挙管理委員会、2010年。小西健太他『投票区割り最適化のための多目的進化計算アルゴリズムにおける局所探索法の有効性』関西大学政策グリッドコンピューティング実験センター、2008年。鈴木 勉『国政選挙投票所の削減と再配置』2011年。
- 10) 山岡栄一・山田政治『島根県における政治意識と投票行動』島根県選挙管理委員会、1961年、36頁。
- 11) 中川政樹「政治参加と投票行動—島根県における高い投票率をめぐって—」『島根大学教育学部紀要(人文・社会科学)』第二十三巻第一号、1989年、5頁。
- 12) 山田政治「選挙にあらわれた政治意識—島根県の場合—」日本政治学会編『年報 政治学』1965年、189-194頁。中川、前掲書、5頁。
- 13) 島根県の直近の2010年10月1日の国勢調査によると、人口は71万7,397人であった。2013年10月1日の人口は70万2,237人であった。
- 14) 山田政治「島根県山間部農村の政治意識」島根学編『山陰文化研究紀要』第一号、1961年、47-72頁。山田、前掲書。山岡栄一「政治意識と選挙行動の実態—山陰と山陽の比較—」選挙調査研究会編『選挙調査研究紀要1967年第1集』公明選挙連盟、1968年、7-74頁。山田政治「政治意識と選挙行動の実態—松江市調査—」選挙調査研究会編『選挙調査研究紀要1968年第3集』公明選挙連盟、1969年、7-88頁。中村 宏「島根の政治文化」島根大学編『山陰文化研究紀要』第22号、1982年、51-72頁。島根県の投票率に関する研究では、山田政治「島根県山間部農村の政治意識」『山陰文化研究紀要』第一号、1961年、47-72頁。中村 宏「地域政治の構造と動態—島根の保守政治集団の考察を中心に—」『島大法学』第26巻、第2・3号、1983年、23-58頁。山岡栄一『選挙調査研究紀要1967年第1集 政治意識と選挙行動の実態—山陰と山陽の比較—』、公明選挙連盟、1968年。山田政治『選挙調査研究紀要1968年第3集 政治意識と選挙行動の実態—松江市調査—』公明選挙連盟、1969年。中川、前掲書、1-19頁。
- 15) 注釈1の資料から筆者が作成した。
- 16) 公職選挙法第17条によれば、投票区は市町村に原則として1箇所を設置しなければならないが、市町村の選挙管理委員会が必要と認めた場合は、複数区を設置できるため、区で表示する自治体もある。同法第39条によれば、投票所は投票区に比べて市町村選挙管理委員会の裁量を広く理解して、自治体の裁量を広く認めた行政行為の結果として認識されている。つまり、投票区は投票のための領域を示し、投票所は投票の場という理解である。多くの自治体が投票所と表記しているため、ここでは「所」を使用する。
- 17) 選挙管理行政に関しては、大西 裕『選挙管理の政治学』有斐閣、2013年がある。